

都市計画部と都市整備部を統合、保健福祉部を分割

総務

議案第1号
行政組織の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定

(提案理由) 野田市行政

改革大綱及び野田市集中改革プランの方針に基づき行政組織の見直しに伴い、部組織の改編を行うため、関係条例の整備をしようとするもの。

■委員 教育総務課を生涯学習部とするようだが、教育総務課の仕事はすべて学校施設関連だと思ふ。学校教育部でも良いのでは。

□当局 教育総務課は学校施設の整備だけではなく、教育全体をつかさどる教育委員会の会議などの仕事もある。生涯学習は学校教育を含む上位の概念であり、生涯学習部に入ると考えている。

■委員 22年4月1日での職員数は。

□当局 千122人と見込んでいる。

■委員 集中改革プランにおける、平成27年当初の職員数は。

□当局 集中改革プランに基づく計画では、平成

27年4月1日現在の職員数は千30人を予定している。

■委員 都市計画部と都市整備部を都市部に統合するのは、都市整備のウエートが下がったからなのか。

□当局 区画整理事業がほぼ収束に向かつており、都市整備部の事務が減少傾向にある。また、都市計画部は新しい事務もなく、都市整備部に比べ業務量が少ないため、計画部門と実施部門の連携を強化して、一体となつて取り組む方が効率的と考え、都市計画部と都市整備部を都市部に統合することにした。さらに土木部の見直しを加え、建設部門の3部を再整理した。

◆全会一致で可決

庁内案内板

環境経済 関宿斎場に指定管理者制度を導入

議案第4号
関宿斎場の指定管理者の指定

(提案理由) 野田市関宿斎場の指定管理者として、タカラビルメン株式会社を指定しようとするもの。

■委員 タカラビルメン株式会社は野田の斎場の指定管理者になっているが、関宿斎場についても指定管理者になることにより野田と関宿の両方の斎場を一体的に管理するのか。

□当局 一体的に管理するのではなく、野田と関宿の斎場はそれぞれ独立した施設であるため、それぞれに斎場長を配置し管理していくことになる。同じ会社が2つの施設の指定管理者を行うものである。

■委員 野田の斎場と同じように火葬業務は委託するのか。

□当局 現在の火葬業務を請け負っている業者へ委託する予定と聞いている。

■委員 現在、関宿斎場は職員3人で運営しているが、仕様書では2人になっている。職員数をどう

う考えているのか。

□当局 現在、野田の斎場は斎場長1人で対応している。そのほかに施設が広いので清掃業務員を配置しているが、夜間も1人で対応しており、2人いれば問題はないと考えている。

■委員 タカラビルメン株式会社は地元雇用やシルバー人材センターの活用をどう考えているのか。

□当局 斎場長は基本的には経験者を雇用し、そのほかについては積極的に地元から雇用すると聞いている。野田の斎場についても、現在指定管理者からの委託を含め11人中10人は野田市民である。

◆賛成多数で可決



関宿斎場

介護保険適用施設に転換し利用料金制を導入

文教福祉

議案第3号
老人デイサービスセン
ターの設置及び管理に
関する条例の一部改正

(提案理由) 第4期野田

市シルバープランに基づく老人デイサービス事業の見直しに伴い、岩木小学校老人デイサービスセンターを介護保険法に規定する通所介護及び介護予防通所介護を実施する施設に転換するとともに、指定管理者の利用料金制を導入しようとするもの。

■委員 サービス開始年度、利用者数の推移及び職員数、運営費の財源は。

□当局 サービス開始は介護保険制度が始まった平成12年度から。利用状況は19年度が50人、20年度が39人、21年度は10月末時点で35人となっている。職員は8人である。運営費の20年度決算は2千622万3千円であり、財源として利用者負担が19万500円あり、残りは一般財源2千429万2千500円となっている。

■委員 20年度に利用者が減った理由は。



岩木小学校老人デイサービスセンター

□当局 18年度に介護保険法の改正があり、介護保険の対象にならない方々を特定高齢者と位置づけ、市が地域支援事業として、はつらつ教室、巡回指導等を実施しており、その分の利用者が減ったと考えている。

■委員 介護保険では対象にならないサービスを今後どのように考えていくのか。

□当局 介護保険制度では、要介護1から5までについては介護給付で、要支援1の方は予防介護給付という形になっている。それ以外の特定高齢者に対するサービスについては、地域支援事業の中で対応を図っていく。

◆賛成多数で可決

建設 路線整備のため市道を認定・廃止

議案第5号及び
議案第6号
道路線の認定及び廃止

(提案理由) 路線整理の

ため市道路線を認定及び廃止しようとするもの。

■委員 道路線廃止の川間1208号線から始まる中里の場所は既にUSSの駐車場になっているようだが、いつから駐車場になったのか。

□当局 20年9月頃である。

■委員 同じく道路線廃止のはやま工業団地の場所も駐車場として使用されている状態だが、いつから使用されているのか。

□当局 21年8月頃と思われる。

■委員 本来であれば先に道路線廃止をしてから駐車場として使用するようになければならないと思うが、気づいたきっかけは。

□当局 道路線付けかえに伴う手続きにかなり時間を要したもので、気づくというより協議は1年半前から行ってきた。

■委員 手続きに間違いはなかったように聞こえるが、道路線を廃止してからUSSが駐車場として柵をつけて使用する形が本来の形ではないのか。



現地視察（愛宕駅西側）

るが、道路線を廃止してからUSSが駐車場として柵をつけて使用する形が本来の形ではないのか。

□当局 本来の手続きであれば廃止が終了してから所定の工事等に着手していくことになる。今回はUSSが地元との協議を進める中で駐車場整備を先行させてしまったものであり、後追いはなるが、地元との関係もあるため廃止をお願いするもので、手続きが前後逆になったことについてはUSSに厳重に注意したところである。

◆全会一致で可決